

## 補足説明

皆に開放された「緑豊かな“まち”」 緑豊かな平凡な庶民の“まち”としての「まちづくり」

### 総括

#### 1 最終目標

**【最終的な目標】** 公園緑地と一体としての里山 住宅と緑との共存

近隣の「マンション」の謳い文句は「東山公園の緑を借景として」である。

藤巻町が目指す“まち”は緑のなかで、緑と共に暮らす、「里山の1画としての住宅街」である。

これは緑の持つ負の側面も受け入れて存在できる“まち”を作り上げる事。

一般市民に対し藤巻町は次のことを約束したい

**【親しまれる公園緑地に】** 市の中心部近くにある・動植物園の裏庭にある公園緑地

**【里山を最小の費用で創生すること】**

「ごく気軽に、誰もが親しむことができる散策の森道」の創出に貢献する。

**【時間をかけて「まちづくり」に取り組む必要がある】** 時間がかかる。次世代で完成させる

#### 2 当面の目標

① 将来の（漠然とした）姿とそれに向かうための地域協定

② 特に住宅密集区域 普通の“まち” 次世代で最終目標を達成するための第1の障害を取り除く（土地利用制限には賛成 所有権の条件の撤廃）を現世代で実現させる。

③ 樹林区域 市の樹林への担保強化として公園区域維持と担保強化等は理解できる。

但し住民の地位の安定**【住宅密集区域への土地交換・移転制度の実現（普通の“まち”の住民へ）暮らしの森の住民の存在可能な制度の実現を考える】**を図る必要がある。

### 第1段階の目標の背景

#### 1 当面の3目標のうちの②についての背景

i **【第1段階の目標②】** 藤巻町を「普通の“まち”」にすること。

「所有権」には制約のない“まち”にすること。自分達的意思による“まち”の生成を。

区画整理、地域協定等が自分達の主導で可能な“まち”にすること。

土地利用の制限は、むしろそれを生かした「まちづくり」にと活用できる。

〔「都市計画公園区域」＝行政の長期的視からは本来「住民がいない区域」〕からの開放結果的には「公園緑地区域」に残る部分と一体となって効果的、経済的に有益な緑地・里山公園一ができあがる。

#### ii この目標②に向けた活動が始まった経緯

**【藤巻町の今日までの長い歴史】** 都市計画法（旧法）による公園区域の設定（1926）から88年早くも1938年（旧天白町時代）に分譲開始（3丁目の大半・2丁目南部の現在の樹林地帯）

この頃に土地購入して戦前～戦後に住宅建築の住民もそれなりに存在（道路はほぼその時代）名古屋市に編入後1963年頃には市街地的な形に開発され分譲されるようになった。

**【住み始めた頃の住民の気持ち】** 例外もあるが基本的にこの緑豊かな“まち”での生活を望んだ。

**【公園区域の意味を忘れていった】** 都市計画公園区域については、漠然とした認識

風致地区・低層住居専用区域と同じ程度の認識で、本当に公園になる時代をほとんど考えていなかった。「税制の優遇」を意識していたこともあまりなかった。

**【本当の住民の気持ちを忘れていた歴史】** ほとんど通常の市街地と変わらない区域が多数となる。

舗装・下水等のインフラも整ってくと同時に緑のディスプレイ面が目立ってくる

**【整備プログラムの衝撃】** あらためて住民は心の底に持っていた本当の気持ちを思い出した。

森を外部か眺める人としてではなく、更に深く緑と接するこの“まち”の生活を望んでいる。

そのために必要な「まちづくり」をしようとしてきたのだということ。

そのためにはただ与えられるのみではなく自らが「まちづくり」の当事者であるべきこと。

**【行政と住民の心の乖離】**

色々な機会に不満が先にでる。底にあるここでの生活を大事に思う気持ちが伝わらなくなる  
結果として行政の長期計画には住民の影もない。 東山の森 整備プログラムには住民の姿も主張も見えない。 行政には外部の声のみが大きく届き、住民の声はあるテーマに偏った場での刹那的発言以外の本当の考え（心の底を表現した見解というべきもの）は届かなくなっていた。

iii この活動の過程において何を考えるようになったか。

【藤巻町の現在】 既にゴーストタウン化が始まっている

緑の荒廃 想定を超えた樹林の成長と荒廃

【藤巻町の再生が必要】 「まちづくり」への取り組みが必要となってきた。

【樹林区域も再生が必要】 「本当の暮らしの森」を考えてみる必要性

この2区域が一体となって里山の公園として「住宅」と「緑」が共存する“まち”の形成を。

iv 普通の“まち”

【いま住民にとって何よりも大切な事】 何より重要なのは「普通の“まち”」とすること

「普通の“まち”」を実現して次世代に引き渡すことが何よりも大事。税の優遇は不要

ただし、当面「優遇措置」廃止の財源は当面この“まち”の問題点の解決に使用する制度等を考えていただけないか。

## 2 目標③ 暮らしの森について

【暮らしの森】 このエリアで全体として将来ともに確保を要する樹林区域は存在する。

「本当の（単なる博物館ではない）暮らしの森は存在できるか」ここに永住の制度

この区域の住民も藤巻町住民として「まちづくり」を

移転予定地の住民としての「まちづくり」を。それらのための制度確立が目標②

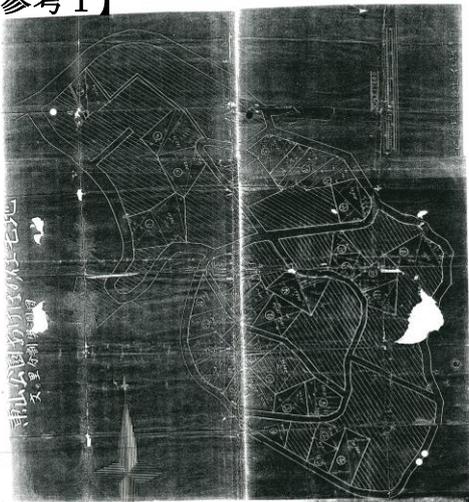
## 3 まちづくり 全体のコンセプト

【緑と住宅の共存する“まち”】 一般市民にも開放された緑豊かな住宅街を含む里山

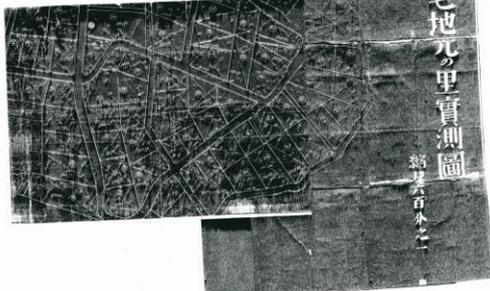
富裕層のお屋敷街としての「緑豊かな街」とは異なった一般庶民の「緑豊かな“まち”」

そのための第1歩が今回当面の目標①の地域協定である。

### 【参考1】



大西拓殖による分譲測量図  
(1938)



### 【参考2】

名古屋市に編入後まもなく行われた  
2丁目の宅地分譲（公図上）（1963）

